

顧問・顧問兼参与・参与について

職 名	今回案 2025.6.18.～2027.6.(定時総会終結時)		前回 2023.6.21.～2025.6.18.	
	氏 名	施 設 名	氏 名	施 設 名
顧 問	鈴木 紳一郎※	神奈川県医師会	菊岡 正和	神奈川県医師会
〃	足立原 崇	神奈川県健康医療局	足立原 崇	神奈川県健康医療局
〃	遠山 慎一	横浜保土ヶ谷中央病院	遠山 慎一	横浜保土ヶ谷中央病院
〃	明石 勝也	聖マリアンナ医科大学	明石 勝也	聖マリアンナ医科大学
顧問兼参与	別所 隆	日本鋼管病院	別所 隆	日本鋼管病院
〃	玉井 拙夫	神奈川県予防医学協会	玉井 拙夫	神奈川県予防医学協会
〃	仙賀 裕	茅ヶ崎市立病院	仙賀 裕	茅ヶ崎市立病院・日本病院会
〃	阿南 英明	神奈川県立病院機構	阿南 英明	神奈川県立病院機構 ※2024年5月29日より
参 与	石渡 宏道	税理士法人アイパートナーズ	荒木 洋	※2024年11月迄

※ 鈴木紳一郎先生の任期開始日は、神奈川県医師会の会長就任日とする

○公益社団法人神奈川県病院協会定款

第29条（名誉会長、顧問及び参与）

この法人に、名誉会長並びに20名以内の顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人に功労のある者又は学識経験者の中から、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

4 参与は、学識経験者の中から、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

5 顧問及び参与の任期は、役員の任期規定を準用する。

6 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、意見を述べることができる。

7 参与は、会長の要請により理事会等会議に出席し意見を述べるができる。ただし、決議に加わることはできない。

8 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。

9 顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。